

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく

緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱

制定 平成 22 年 9 月 30 日

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 57 号。以下「条例」という。）第 3 章から第 6 章までの施行に関する手続きについては、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（平成 19 年 12 月横浜市規則第 116 号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、景観法（平成 16 年法律第 110 号）、条例及び規則の例による。

第 2 章 都市緑地法に基づく緑地の保全のための制限についての手続

(行為許可の申請書等)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面は、様式（緑地保全）第 1 号とする。

2 規則第 3 条第 2 項の設計書は、様式（緑地保全）第 2 号から第 6 号まで（これらのうち該当するもの）とする。

(行為の許可又は不許可の通知)

第 4 条 市長は、規則第 3 条第 1 項の規定による申請があった場合においては、申請に係る行為が樹林地、草地等の保全上支障がないかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、当該行為が樹林地、草地等の保全上支障がないと認めるときは、当該申請者に、行為（行為変更）許可書（様式（緑地保全）第 7 号）を交付しなければならない。

3 市長は、第 1 項の審査の結果、当該行為が樹林地、草地等の保全上支障があると認めるとき、又は当該申請に係る書類の記載によっては支障がないかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した行為（行為変更）不許可書（様式（緑地保全）第 8 号）を当該申請者に交付しなければならない。

4 規則第 3 条第 1 項の規定による申請から第 2 項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、30 日間とする。

(行為の通知書)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項に定める、同第 3 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面は、様式（緑地保全）第 9 号とする。

2 市長は、規則第 6 条第 1 項の通知があった場合は、当該通知に係る行為が同第 4 条各号に掲げる行為に該当するかどうかを確認し、当該行為が適正と認められるときは副本にその旨を明記の上、返却するものとする。

(行為の着手済届)

第 6 条 規則第 6 条第 2 項に定める、同第 3 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面は、様式（緑地保全）第 10 号とする。

2 市長は、規則第 6 条第 2 項の届出があった場合は、当該届出に係る行為の内容を確認し、当該行為の内容が確認できたときは副本にその旨を明記し、返却するものとする。

(非常災害応急措置届)

第 7 条 規則第 6 条第 3 項に定める、同第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる事項を記載した書面は、様式（緑地保全）第 11 号とする。

2 前条第 2 項の規定は、規則第 6 条第 3 項の届出があった場合に準用する。この場合において、「規則第 6 条第 2 項」とあるのは「規則第 6 条第 3 項」と読み替えるものとする。

(行為の協議の申出書)

第 8 条 規則第 7 条第 1 項に定める、同第 3 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面は、様式（緑地保全）第 12 号とす

る。

(行為の協議結果の通知)

第9条 市長は、規則第7条第1項の規定による申出があった場合においては、申出に係る行為の内容について協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議を終了したときは、当該申出者に、様式(緑地保全)第13号により通知しなければならない。

(行為の許可等の表示)

第10条 規則第9条に定める同条各号に掲げる事項を記載した行為期間中の許可等の表示は、様式(緑地保全)第14号により行うものとする。

(行為の許可等に関する名義変更届)

第11条 規則第10条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、様式(緑地保全)第15号とする。

(行為の許可等に関する取下届及び取止届)

第12条 規則第11条第1項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、様式(緑地保全)第16号とする。

2 規則第11条第2項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、様式(緑地保全)第17号とする。

(許可等に係る行為の完了届)

第13条 規則第12条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、様式(緑地保全)第18号とする。

(行為の完了確認の通知)

第14条 市長は、規則第12条の規定による届出があった場合は、当該届出に係る行為が適正に行われたことを確認しなければならない。

2 市長は、前項の確認の結果、当該行為が適正に行われたと認めたときは、行為完了確認通知書(様式(緑地保全)第19号)を交付しなければならない。

(標識)

第15条 都市緑地法第21条の規定により読み替えて適用する同第7条に定める標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 条例別表第11(あ)欄に掲げる区域の名称
- (2) 条例別表第11(い)欄に掲げる区域の名称
- (3) 条例別表第11(あ)欄及び(い)欄に掲げる区域を示した図
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の標識は、当該区域の土地の所有者等と協議の上、公衆に見やすい場所に設置するものとする。

(原状回復等命令書)

第16条 市長は、条例第17条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命ずる場合は、当該原状回復等を命ぜられる者に対して、原状回復(措置)命令書(様式(緑地保全)第20号)を交付しなければならない。

(行為の実施状況等に関する報告請求及び立入検査等の通知)

第17条 市長は、条例第18条第1項又は第2項の実施について、あらかじめ書面で通知するときは、様式(緑地保全)第21号によるものとする。

(行為の実施状況の報告)

第18条 条例第18条第1項の規定により報告を請求された者は、様式(緑地保全)第22号により報告するものとする。

第3章 都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限についての手続

(緑化率の適用除外に関する許可の申請書)

第 19 条 規則第 13 条第 1 項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の適用除外に関する許可申請書（様式（緑化率）第 1 号）とする。

（緑化率の適用除外に関する許可又は不許可の通知）

第 20 条 市長は、規則第 13 条第 1 項の規定による申請があった場合は、申請内容が条例第 19 条第 4 項第 2 号から第 4 号までの規定に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めたときは、当該申請者に緑化率の適用除外に関する許可書（様式（緑化率）第 2 号）を交付しなければならない。

3 市長は、第 1 項の審査の結果、適合しないと認めたとき、又は当該申請に係る書面の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化率の適用除外に関する不許可書（様式（緑化率）第 3 号）を当該申請者に交付しなければならない。

4 規則第 13 条第 1 項の規定による申請から第 2 項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、30 日間とする。

（緑化施設是正命令書等の交付）

第 21 条 市長は、条例第 22 条第 1 項の規定による是正命令又は同条第 2 項の規定による是正要請を行う場合は、当該命令又は要請を受ける者に対して、緑化施設是正命令（要請）書（様式（緑化率）第 4 号）を交付しなければならない。

（緑化率に関する報告及び立入検査の通知）

第 22 条 市長は、規則第 14 条第 1 項の規定による報告の請求又は同条第 2 項の規定による立入検査を行う場合において、当該報告の請求又は立入検査を受ける者に対してあらかじめ書面で通知するときは、緑化施設 報告請求、検査実施通知書（様式（緑化率）第 5 号）によるものとする。

2 規則第 14 条第 1 項の規定により報告を請求された者は、緑化施設状況報告書（様式（緑化率）第 6 号）により報告するものとする。

（緑化施設の工事の認定の申請書）

第 23 条 規則第 15 条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了延期認定申請書（様式（緑化率）第 7 号）とする。

（緑化施設の工事の認定又は認定をしない旨の通知）

第 24 条 市長は、規則第 15 条の規定による申請があった場合は、申請内容について都市緑地法第 43 条第 1 項の認定をするかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、認定するときは、当該申請者に緑化施設工事完了延期認定書（様式（緑化率）第 8 号）を交付しなければならない。

3 市長は、第 1 項の審査の結果、認定しないとき、又は当該申請に係る書面の記載によっては認定するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書（様式（緑化率）第 9 号）を当該申請者に交付しなければならない。

4 規則第 15 条の規定による申請から第 2 項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15 日間とする。

（認定を受けた緑化施設の工事の完了届）

第 25 条 規則第 16 条第 1 項及び第 2 項に定める同条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了届（様式（緑化率）第 10 号）とする。

（認定を受けた緑化施設の工事の完了確認の通知）

第 26 条 市長は、規則第 16 条第 1 項の規定による届出があった場合は、当該緑化施設に関する工事が完了し条例第 19 条又は第 20 条の規定に適合していることを審査し、確認しなければならない。

2 市長は、前項の確認の結果、当該緑化施設に関する工事が完了し、かつ適合していると認めたときは、当該申請者に緑化施設工事完了確認通知書（様式（緑化率）第 11 号）を交付しなければならない。

（緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請書）

第27条 規則第17条第1項（第31条第3項において準用する場合を含む。）に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率適合証明申請書（様式（緑化率）第12号）とする。

（緑化率の最低限度に関する証明通知書の交付）

第28条 市長は、規則第17条の規定による申請があった場合は、申請内容が条例第19条又は第20条の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めたときは、当該申請者に緑化施設適合証明通知書（様式（緑化率）第13号）を交付しなければならない。

3 市長は、第1項の審査の結果、適合しないと認めたとき、又は当該申請に係る書面の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設適合証明をしない旨の通知書（様式（緑化率）第14号）を当該申請者に交付しなければならない。

4 規則第17条の規定による申請から第2項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15日間とする。

（緑化率の証明等に関する名義変更届）

第29条 規則第18条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する名義変更届（様式（緑化率）第15号）とする。

（緑化率の証明等に関する取下届及び取止届）

第30条 規則第19条第1項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取下届（様式（緑化率）第16号）とする。

2 同条第2項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取止届（様式（緑化率）第17号）とする。

（規則第17条の規定によらない緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請）

第31条 条例第19条又は第20条の規定が適用となった建築物の維持保全をする者は、当該建築物の緑化施設を変更しようとするときは、その計画が条例第19条又は第20条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。

2 規則第19条第2項の規定による届出を行った者及び条例別表12(あ)欄に掲げる区域において既存の建築物を維持保全する者は、当該建築物の緑化施設又はその計画が条例第19条又は第20条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。

3 規則第17条の規定は、前2項の規定に基づき申請する場合について準用する。

4 第28条の規定は、前項において準用する規則第17条の規定による申請があった場合について準用する。

第4章 景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限についての手続

（形態意匠の認定の申請）

第32条 条例第25条第1項の規定による認定の申請は、様式（形態意匠）第1号により行うものとする。

2 規則第20条第2項に定める計画の概要を記載した書面は、様式（形態意匠）第2号とする。

（形態意匠の認定証の交付等）

第33条 条例第25条第2項の規定による認定証の交付は、様式（形態意匠）第3号により行うものとする。

2 同条第4項の規定による形態意匠の制限に適合しないと認めたときの通知書の交付は、様式（形態意匠）第4号により行うものとする。

3 同項の規定による形態意匠の制限に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、様式（形態意匠）第5号により行うものとする。

（違反建築物等に関する命令）

第34条 条例第26条による命令は、様式（形態意匠）第6号により行うものとする。

（国又は地方公共団体の形態意匠制限に関する計画の通知）

第 35 条 条例第 28 条第 2 項の認定を受けようとする者は、建築物等の形態意匠に関する計画通知書（様式（形態意匠）第 7 号）の正本及び副本に、次に掲げる図書及び建築等又は建設等計画概要書（様式（形態意匠）第 2 号）を添えて市長に通知しなければならない。ただし、建築物の建築等又は工作物の建設等の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等又は工作物の建設等の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 建築物の敷地又は工作物の存する土地（以下「敷地等」という。）の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示する図面（道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物等の位置を明示したものに限る。）で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
 - (2) 当該敷地等及びその周辺の状況を示す写真
 - (3) 当該敷地等内における建築物等の位置を表示する図面（申請に係る建築物等と他の建築物等との別、土地の高低及び敷地等の接する道路の位置を明示したものに限る。）で縮尺 100 分の 1 以上のもの
 - (4) 建築物等の彩色が施された 2 面以上の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のもの
 - (5) 当該敷地等並びにその周辺の土地及び建築物等により形成される景観を見ることができる地点で市長が別に定める地点から、当該敷地等の方向に向かって当該敷地等及びその周辺の状況を撮影した写真に当該建築物等の透視図を合成し、当該地点からの将来の景観を予想した図面
 - (6) その他参考となるべき事項を記載した図書
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして市長が認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（国又は地方公共団体の形態意匠に関する認定証の交付等）

第 36 条 第 33 条の規定は、条例第 28 条第 3 項の規定により認定証又は通知書を交付する場合に準用する。この場合において、「第 25 条第 2 項」又は「第 25 条第 4 項」とあるのは「第 28 条第 3 項」と読み替えるものとする。

（工事現場における形態意匠の認定の表示）

第 37 条 規則第 23 条各号に掲げる事項を記載した認定の表示は、様式（形態意匠）第 8 号により行うものとする。

（形態意匠に関する許可の申請）

第 38 条 規則第 24 条第 1 項の規定による許可の申請は、様式（形態意匠）第 9 号により行うものとする。

- 2 同第 24 条第 2 項において準用する同第 20 条第 2 項に定める計画の概要を記載した書面は、様式（形態意匠）第 2 号とする。

（形態意匠に関する許可通知等）

第 39 条 市長は、規則第 24 条第 1 項の規定による申請があった場合において、条例第 30 条第 1 項第 10 号又は第 11 号に該当すると認めて許可をしたときは、様式（形態意匠）第 10 号により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、規則第 24 条第 1 項の規定による申請があった場合において、条例第 30 条第 1 項第 10 号又は第 11 号に該当すると認められず許可をしなかったときは、様式（形態意匠）第 11 号により申請者に通知するものとする。
- 3 規則第 24 条第 1 項の申請から前 2 項の通知までの標準処理期間は 30 日間とする。

（形態意匠に関する計画又は施工状況報告書）

第 40 条 規則第 25 条第 1 項の規定による報告は、様式（形態意匠）第 12 号により行うものとする。

（形態意匠の認定等に関する名義変更届）

第 41 条 規則 26 条の規定による届出は、様式（形態意匠）第 13 号により行うものとする。

（形態意匠の認定等に関する取下届及び取止届）

第 42 条 規則第 27 条第 1 項の規定による届出は、様式（形態意匠）第 14 号により行うものとする。

- 2 規則第 27 条第 2 項の規定による届出は、様式（形態意匠）第 15 号により行うものとする。

(景観法令による処分の概要書の閲覧)

第 43 条 規則第 28 条の閲覧は、景観法令による処分の概要書の閲覧票(様式(形態意匠)第 16 号)を市長に提出して行うものとする。

第 5 章 雑則

(手数料の減免申請)

第 44 条 条例第 32 条第 4 項の規定による減免を受けようとする者は、許可手数料減免申請書(様式(共通)第 1 号)により市長に申請しなければならない。

(手数料の減免の通知)

第 45 条 市長は、前条の申請があった場合は、条例第 32 条第 4 項の規定に適合するかどうかを審査し、許可手数料減免承認・不承認決定通知書(様式(共通)第 2 号)により通知しなければならない。

(委任)

第 46 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境創造局長、建築局長及び都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(様式省略)